

# 弘前藩の刑法典 (一) 安永律

久 本 橋

## 目次

- はじめに
- 一 安永律 [以上本号]
- 二 寛政律
- 三 文化律 (上・中)
- 四 文化律 (下)

介されているのに比し、最後の文化律は著明でありながら、前二者より分量が多く、寛政律を修訂したため、寛政律との重複個所も多いこともあってか、未紹介となっている。

ところで弘前藩政関係史料は、他藩に比しても豊富に残されているといえよう。なかでも藩日記は御国日記と江戸日記の双方が伝えられており、総数約四五〇〇冊にのぼるものである。<sup>(2)</sup> 藩政史のいづれをとりあげるにしても、第一に利用されるべき史料が、これらの藩日記であり、先述の三種の刑法典についても、起草・公布・実施

津軽家弘前藩には、三種の刑法典が現存する。これら

の刑法典については、それぞれ研究が進められているが、

前二者すなわち安永律および寛政律はすでに本文等も紹

の諸過程の研究において、何よりもまず参考しなければならないのは、あらためて述べるまでもない。

何らかの形で(たとえばマイクロフィルム等)日常的利用の可能になることを切望するのみである。

しかし、この藩日記は保存のために複写を禁ぜられており、必要個所はすべて現地での閲覧・筆写を要し、遠隔地の研究者が日常的にこれらを利用することはできない事情にある。すでに公刊された史料集や諸論考に、これら日の部分的引用や抄録は見られるが、目録作成も進行中という状況<sup>(3)</sup>下では、近い将来にこれらの日記が

## 一 安 永 律

### 凡 例

- 一 体裁は原本の形式を残すようにつとめたが、読みやすくするため読点を施した。
- 一 略字は原文に従つて一字空白に、平出は改行せずに二字空白として連記した。

期すこととして、とりあえずこれまで個別に発表・紹介してきた各刑法典を一括して再掲するとともに、文化法律の紹介を試み、弘前藩刑法典研究の一助とし、また他藩の刑法典等との比較研究をより容易ならしめる機会を設げたいと考えた次第である。

(一九八一・三)

- 
- 一 用字はできるだけ当用漢字・普通のかなを用いた。ただし、江・而・茂は原文の通りとした。
  - 一 筆者の註はすべて「」で示した。
  - 一 利用の便を期し、欄外に、章(一七五)および条文(一九九)の通し番号を付した。

安永四乙年

御刑罰

御定

未八月

## — 主殺之者御仕置

1 一 主人を殺候者、男女に不限、肆者鋸引、

肆所等之儀、其節沙汰被仰付候、尤往来之者勝

手次第鋸引致し候様立札致し候而、日限相済候

迄、鋸引仕候者無之候ハ、其節引廻し之上磔、

2 一 亂心ニ而主人を殺候者、乱心無紛といへとも、逆

罪故、引廻し之上磔、

但、酒狂ニ而茂同科同罪、

3 一 下人、主人より暇出候而外江致奉公寵有、本主人

を殺害致し候者、元主人当主人之差別無之、本式

但、何方江茂奉公不致、常に出入、主人同前之致奉公居候者、同科同罪、

4 一 下人に頼れ、人之主人を殺候者、獄門、

5 一 主人江手疵を得せ候者ハ、為手負候迄ニ而不切殺候得共、逆罪之御仕置相成候間、肆之節、鋸引立札ニ不及、磔御仕置相成候、

但、乱心酒狂同科同罪、

6 一 怪我にて主人を殺候者、怪我之証拠無紛におけるて

ハ、斬罪、

但、主人之親又は兄姪有之、助命相願候得は、

品ニより重鞭刑追放被 仰付候事、

7 一 怪我にて主人為手負候者、準前条、

8 一 主殺之者之子共、男子拾五歳々以上は重鞭刑追放、

拾五歳以下ハ鞭刑追放被仰渡、身寄之者江御預被

仰付、拾五歳ニ相成、重鞭刑追放之事、

9 一 主殺之者自滅ニ於てハ、死骸塩漬磔可致事、

之御仕置、

- 10 一主殺之者ニ同類にハ無之共、其者に被頬、住所を  
隠し、或ハ立退せ候者ハ、斬罪、  
拾五歳以下ハ鞭刑追放被仰渡、身寄之者江御預被
- 11 二 親殺之者御仕置  
一親を殺候者、男女不限、肆者鋸引、  
肆所等之儀、其節沙汰被仰付候、尤往来之者勝  
手次第鋸引致し候様立札致し候而、日限相済候  
迄鋸引仕候者無之候ハ、其節引廻し之上磔、
- 12 一乱心にて親を殺候者、乱心無紛といふ共、逆罪故、  
引廻之上磔、
- 13 但、酒狂ニ而茂同科同罪、  
一親江手疵を得せ候者ハ、為手負候迄ニ而不切殺候  
共、逆罪御仕置相成候、晒之節鋸引不及立札、磔、  
但、乱心酒狂同科同罪、
- 14 一怪我ニ而親を殺候者ハ、怪我之証拠無紛ニ於てハ、  
斬罪、
- 15 一怪我ニ而親江手疵を得せ候者、怪我之証拠ニ依て、

- 16 一親之願任すへき事、  
一親殺之者之子共、男子拾五歳より以上ハ重鞭刑追放、  
拾五歳以下ハ鞭刑追放被仰渡、身寄之者江御預被  
仰付、拾五歳ニ相成、重鞭刑追放之事、
- 17 一親殺之者自滅に於てハ、死骸塩漬磔可致事、  
一親殺之者同類には無之共、其者ニ被頬住所を隠し、  
或ハ立退せ候者、斬罪、
- 18 三 人殺御仕置  
19 一人を殺候者、男女不限、斬罪、  
但、盜に入、殺候と申にて無之、遺恨有之、殺  
候と申儀ニ而、下手人、
- 20 一人に被頬、人を殺候者、斬罪、  
一乱心酒狂にて人を殺候者、斬罪、  
但、前条同様、下手人、尤右三ヶ条之死骸不取捨、  
親類身寄之者又ハ親類身寄之者茂無之候ハ、  
町内村所抔死骸引取願出候ハ、被下置候事、

- 若左様之者無之候は、是迄之通、乞食手ニ而片付候様、
- 22 一高祖父、曾祖父、祖父、伯叔父、姑を殺候者、肆者磔、
- 肆所等之儀、其節沙汰被仰付候、右日限相済、
- 於御仕置場磔、
- 23 一舅姑を殺候者、引廻之上磔、
- 24 一夫を殺候女、引廻之上磔、
- 25 一兄を殺候者、引廻之上磔、
- 26 一弟を無故我僕に殺候者、斬罪、
- 27 一女房を無故我僕に殺候者、斬罪、
- 28 一怪我ニ而人を殺候者ハ、怪我之証拠慥に於有之は、被殺候者之親類又ハ寺院等々赦免之願於有之は、用捨、時宜御沙汰之事、
- 29 一子を殺候者、雖不及解死人、時宜之御沙汰之事、
- 30 一拾四歳より以下之子共、喧嘩ニ而相手之子共打殺候節、拾五歳より以上、解死人、
- 31 一主殺親殺其外重科之者、逃走候は、其預り居候者、并両親有之は両親、入牢、
- 但、科人御詮儀及數月候而茂不出候ハ、出牢被仰付候事、
- 32 一在方町方庄屋名主支配方江不相達、私ニ差団いたし、人殺候者ハ、磔、
- 但、差団を受、人殺候者ハ、重鞭刑追放、又ハ時宜御沙汰之事、
- 33 一支配所之内、人を殺候者を乍存隠置、支配頭江不申出候者ハ、重鞭刑之上追放、時宜御沙汰之事、
- 34 一人を殺候者を始末乍存、其者ニ被頼、隠置候者ハ、家財闕所追放、
- 35 一人を殺候者に被頼、立退せ候者ハ、死罪、
- 但、事之始末輕重依て、時宜御沙汰之事、

36 一其身不埒等ニ而親之勘當を得、立帰、親之家内之

者杯江意趣を含、殺害之者ハ、獄門、

#### 四 火附御仕置

42 一火を附候者、男女不限、火罪、

37 一偽を致し、錢を添貰候養子を殺候者、獄門、  
38 一町方在方にて下人を無故殺害之者、雖不及解死人、  
時宜御沙汰之事、

但、追放鞭刑、輕重可隨時宜事、

39 一人を殺候者自滅に於てハ、死骸不及塩漬、取捨、  
40 一牛馬を牽往来致し候者、不慎にて人を蹴殺させ候  
者ハ、解死人不及、重鞭刑追放之事、

但、其仕方により解死人にも相成へし、輕重、  
時宜御沙汰之事、

41 一百姓町人口論之上、相手理不尽之仕方にて、不得  
止事、相手を殺候節、相手方之親類并其所之名主  
庄屋等、右被殺候者、平日無法之者にて申分無之  
ニ付、解死人御免之儀願申出、於無紛は、解死人  
に不及、追放、

#### 五 牛馬盜人之御仕置

44 一牛馬を盜出、他領江壳出、又は他領之惡者引入、

相對致手引候者ハ、獄門、

45 一牛馬盜出、御領内ニ而茂壳渡候者、斬罪、

46 一盜牛馬と乍存、買置候者ハ、其科重キハ斬罪、輕  
ハ鞭刑之上追放、家財闕所、

47 一盜牛馬と不存買置候者ハ、証拠無紛ニ於て、戸メ  
之上、馬ハ本人江可相返事、

- 48 一盜牛馬之致手引、又ハ荷擔致口入候者ハ、斬罪、  
但、其始末巧之致方、軽は鞭刑追放、
- 49 一牛馬盜人同類ニは無之共、其者ニ被頼、住所を隠  
し、或ハ立退せ候者ハ、戸々過料、又鞭刑追放、
- 50 一盜ニ入、其家之者ニ疵付殺候者ハ、引廻之上獄門、
- 51 一盜ニ入、品物不取共、其家之者ニ刃物にて手疵を  
得せ候者ハ、獄門、
- 52 一盜ニ入、刃物ニは無之共、家内之者江疵付候者ハ、  
斬罪、
- 53 一土藏を破、屋屏を切、盜徒致し候者、斬罪、
- 54 一追剝、強盜、人を殺候者ハ、引廻之上獄門、
- 55 一田畑作毛盜取候者ハ、引廻之上斬罪、
- 56 一少分たり共、御藏を破、又ハ忍入、盜徒致候者ハ、  
斬罪、
- 57 一盜人之手引致し、主人之家財等盜取せ候者ハ、斬  
罪、
- 58 一盜賊と乍存、致宿、盜物等取扱候者は、鞭刑追放、  
巧ミ重ハ斬罪、
- 59 一手先ニ有之品を、巧候事茂無之、不図少分之物を  
盜取候類ハ、鞭刑追放、
- 60 一小盜ニ而茂、三四度ニ及候者ハ、斬罪、  
但、無宿は一度二度之小盜ハ、科輕キハ追放、  
又ハ鞭刑追放、時宜御沙汰之事、
- 61 一小盜等致し、軽キ追放ニ而茂御擣之地江立返、盜  
徒致し候者ハ、斬罪、
- 62 一重キ盜賊之者同類ニは無之候共、其者ニ被頼、住  
所を隠或は立退せ候者、家財闕所追放、  
但、巧ミ輕重ニ寄、死罪又ハ鞭刑、
- 63 一盜物買取、何品ニ而茂致所持罷在候者ハ、取返、  
被盜候者江相返せ可申、盜物相調候者、輕重ニ依  
而、戸々又ハ追放、

但、盜物買取代錢相払、盜人遣捨候は、買取候者之損分ニ致せ、盜人之雜物を以、右買取候代錢償せ申間敷事、

64  
一盜致へき為、人之屋舗之内江忍入候者は、夜中武士屋敷江忍入候得は、盜得す候共、死罪、町方ニ候得は鞭刑、

但、町方ニ而茂鎌を捻切候得は、死罪、尤昼夜之差別無之事、凡而少金又ハ少斗之品盜取候而も、

盜之始末ニより、死罪、少々宛之品ニ而茂、五ヶ所ノ以上盜ニ入候得は、引廻之上死罪、多分之品ニ而茂、戸ベ之悪數所江不斗盜ニ入候得は、

死罪相遁候、昼之盜にも鎌を捻切入候得は死罪、一橋其外之金物等盜取候者ハ、重鞭刑、但、輕ハ追放、時宜御沙汰之事、

## 七 博奕致し候者御仕置

66  
一博奕之宿いたし候者、中之追放、

但、家財闕所等、輕重時宜御沙汰之事、

67  
一博奕之上小盜いたし候者、鞭刑追放、

68  
一博奕之上、酒狂等ニ而喧嘩口論町内騒せ候様成不届之者、鞭刑追放、

69  
一博奕致候者、中之追放、

但、家財闕所等、輕重時宜御沙汰之事、

## 八 謀書謀判致し候御仕置

70  
一謀書を作り親族朋友之間を隔、又は投文等致し、異論ニ及せ候様成儀致し候者は、重追放、

但、巧之輕重ニ寄、時宜御沙汰之事、

71  
一在々通役人を真似、馬触等取扱、往来之人馬賄等出せ候者、斬罪、

72  
一贋印形古手形等取扱、御裁許相願、御吟味之上、相顯候者ハ、斬罪、

73  
一謀書謀判を以、諸渡物等盜候者ハ、斬罪、

74  
一謀書謀判等を相巧、人を欺き致私曲候者ハ、斬罪、

但、輕事を謀畫等致し候者、追放、

一似金銀致し候者ハ、引廻し磔、

一謀判等見遁、禮金等を取候者ハ、斬罪、

喧嘩致口論候者御仕置

喧嘩ニ而相手打殺、又ハ切害致し候者、理非に不構、解死人、

九 相対死之者御仕置

77 一男女申合相果候者、子細無之候得は、死骸取捨、一方存命ニ候得は、存命之者ハ、解死人、

但、女相果、男存命候得は、相対死ニ候得共、

女を男突殺、其身仕損、存命候間、相対死と申儀難立、下手人、又男相果、女存命候得は、相対死と申立候而茂相立、三日晒之上、乞食手下相成候、

81 一 口論斗ニ而、双方手疵等茂無之、町内騒せ候類は、戸々又は町内払、村払、追放、  
但、酒狂之喧嘩、右同断、

82 一口論酒狂等ニ而、人之諸道具損候者、過料、

但、右損失之者江取せ可申、軽キ者にて過料出兼候ハ、身上限に可申付事、

79 一男女共疵而已ニ而存命ニ候ハ、乞食手江渡之、  
一主人と下人申合相果候ハ、死骸取捨、下人相果、  
主人存命ニ候ハ、不及解死人、乞食手渡之、主  
人相果、下人存命候得は、下人獄門、

83 一手負人を乍存不訴出、庄屋名主は戸々、五人組は過料、

但、家財等は時々御沙汰之事、

但、重キハ時宜御沙汰之事、

85 一女房江、理不尽之致方ニ而手疵を得せ候者、追放、  
一御家中又者等欠落立帰候而、其主人より御裁許申出ニ於て、斬罪、

## 二 立帰者并御闕所脇道忍出入之者御仕置

86 一行跡不宜と申歟、又ハ町内村所不和合杯ニ而、名

主庄屋より支配方江相達、町内村所追放之者、立帰候ハム、鞭刑之上追放、

87 一科有之御沙汰之上、追放被仰付候者、御構之地江立帰候者〔輕追放、脱カ〕は輕追放之者立返り悪事無之候ハム、中之追放、中之追放之者立返り悪事無之候ハム、鞭刑

追放、其上立返り少ニ而茂惡事有之候ハム、斬罪、  
し候者ハ、斬罪、

88 一重追放等被仰付候者、御闕所等忍通、又は脇道等致し、立帰之者ハ、獄門、

一町在九浦等ニ而屋号茂有之、相應之身上柄之者借込等いたし出奔、立帰者ハ、鞭刑追放、  
但、右兩条ニ準シ、隠荷上御沙汰之事、

## 三 盜柵之者御仕置

91 一小屋懸等致、泊山、御留山ニ而盜柵之者、斬罪、

92 一馬附ニ致、日帰、盜柵之者ハ、鞭刑追放、

93 一背負荷、日帰、盜柵之者ハ追放、  
但、過料鞭刑等、時宜御沙汰之事、

## 三 盜津出之御仕置

94 一盜津出之者、品物取押、過料又ハ追放、

但、鞭刑追放、事之輕重、科に依て時宜御沙汰之事、尤過料出兼候者は、家財闕所追放之事、

95 一御停止物、隠津出致候者、重ハ死刑、軽は鞭刑追放、

一四

隱田畠之者御仕置

96 一隱田畠致し候者、子細御吟味之上、隱田畠ニ相決候者、死罪、

但、隱田畠之広狭、又は事之輕重ニ依て、時宜御沙汰之事、

一五 公事訴訟強訴御仕置

97 一應御裁許相済候儀、非分と乍存、取繕、再御裁

許相願、弥非分ニ落着相決候ハシ、追放、

但、重キハ家財取上、鞭刑追放、

98 一支配頭之裁許相背、難立儀強訴致ニ於テハ、輕重ニ依て、追放又ハ鞭刑追放、

覚

近來、科人片付之沙汰及遲々、且区々之儀茂有之付、為便理御刑法沙汰被仰付、申出之趣は一応

被遊 御聽届候得共、賞罰は、御国政之要道ニ

有之、科人必竟之罰、仕業之罰、其場其人ニ茂寄浅深輕重茂可有之儀ニ而、別帳之趣而已ニは、一定之規矩ニ難被仰付、御沙汰之砌、右之趣を致

勘弁、批判遂穿鑿、勸善懲惡ニ相成候様、時宜之心得可有之旨、被仰出候、右件之趣、四奉行江能々可被申含候、以上、

午 十一月

御家老

御用人中

料

以外はいずれも近年の加工とみられる。

弘前藩津軽家の安永律については、はじめに触れた通り、蝦名氏の労作により、その全文はすでに紹介されている。<sup>(4)</sup>したがつて、重複をいとわず、敢えて簡単に説いておきたい。

安永律の原本は、弘前市立弘前図書館の所蔵する一本のみが知られている。この本については、同館の蔵書カードおよび

『目録』には

御刑罰御定 安永三年(一七七四)

甲四一六四

安永四(一七七五)写 一冊 美濃 仮和

と表示されている。

原本の体裁は、大きさを「美濃」と示すように、縦三一・四センチ、横二二・八センチで、表と裏に白厚紙で表紙をつけ、右端を上寄りおよび下寄りの二カ所でそれぞれ糸で綴じつけており、内題・裏紙各一丁をも合せて袋綴二五丁から成り、本文二〇丁に加え、余白をおき、末尾の二丁に見開きで覚一通の写をおさめる。奥書等、書入はない。表紙には、すでに掲げた表題のほか、下端に津軽古図書保存会の蔵書印を朱で捺し、同じく蔵書票を左端中央に貼るが、さらにその上に弘前図書館の蔵書票(甲六四・四)を貼られ、文面は不詳である。また「安永四乙年」の左にも朱筆で「武百九十五号」と記しているが、桃色の色鉛筆で抹消線を入れられている。いずれも、本来の表題

法文の特色・内容については蝦名氏により詳述され<sup>(7)</sup>、さらにその実施状況については、黒滝氏により、先例の追究と合わせて藩日記の涉獵がなされている。<sup>(8)</sup>敢えて特徴的な二、三を再掲すれば、「何之者御仕置」「何候者御仕置」あるいは「何御仕置」として、未だ総則的規定は置かず、いきなり主殺(一〇条以下、親殺(八条)・人殺(二三条)・火附(二条)・牛馬盜人(六条)・盜賊(一六条)・博奕(四条)・謀書謀判(七条)・相対死(三条)・喧嘩口論(六条)・立帰者並に御闕所脇道忍び出入(五条)

・盜杣(三条)・盜津出(二条)・隱田烟(一条)とつづき、公事訴訟強訴(二条)で終る一五章九八条という形式である。もとより、刑法典編纂の一般的な歩みとして、はじめに個々の犯罪類型と対応する刑罰をできる限り詳しく述べる形式から、次第に総則的規定の分離を見、各則的規定についてもより包括的一般的規定に変化していくことを考えれば不思議ではない。たとえば、主殺と親殺について、ほぼ対応し類似する簡潔な条文に整理されていることは、單なる原初的発生的な刑法典の域をはるかに超えた刑法典といえる。ひきつづき御定書や明清律を本格的に学び、総則的規定の導入を進め得る段階に充分達していたとも見得る。それにもしても、この簡明な刑法典の成立には、蓄積された多くの判例が直接的素材を提供しており、それらの取捨選択から抽出された成果といえる。<sup>(9)</sup>

法文の簡潔さは、一方で「時宜御沙汰之事」「可隨時宜事」「時々御沙汰之事」とする担当者の裁量に任せる部分の明記を多くしている(三の28・29・30・32・33・35・38・40、四の42、六の55・60・65、七の66・69、八の70、一〇の80、一一の89、一二の93、一三の94、一四の96)。もつとも、本文内は三の28・29・33のみで、他はすべて但書の内である。これは、たとえば犯罪の輕重により刑罰を二種類以上明示し、担当者の選択を

求める場合とも共通していると同時に、蝦名・黒滝両氏が指摘するように、末尾に付された家老から用人あての刑法典全体の取扱心得ともいべき書中にも「時宜の心得」を重ねて説いている。したがって、この刑法典はあくまで裁判の準則であり、いわゆる「罪刑法定主義」とは発想を異にしていることはくりかえすまでもなかろう。したがって、黒滝氏の作業で明らかにされた安永律と具体的判例の関係の底流には、このような思想が潜んでいる。

刑罰については、明清律にならった寛政律のような体系化は見られない。生命刑としては寛政律にも規定する斬・獄門・磔・火罪および鋸引・下手人(解死人)および死罪。身体刑としては鞭刑・重鞭刑のみで、寛政律に規定する入墨はない。自由刑では村預または入牢、戸〆。追放刑としては町内払または村払、軽き追放、中之追放、重追放および鞭刑追放がある。財産刑では家財關所または家財取上げ、過料があり、前者は付加刑である。身分刑としては乞食手下のみで、武士等に関する規定は見られず、もっぱら被支配者たる一般庶民に対する刑法典である。なお9・17条に見える「死骸塩漬・磔」については幕府法の直接的影響が推測されている所で、御定書の八十七「重科人死骸塗詰之事」の第一項「主殺」・第二項「親殺」に、それぞれ

相当し、寛政律には見られない。<sup>(10)</sup> 九「相対死之者御仕置」(77)<sup>(11)</sup>もまた御定書の五十「男女申合相果候者之事」に類似し、その他の各所の類似点とともに、幕府の御定書が参考された証左であるとともに、にもかかわらず、系統的な採用は行われなかつたと指摘されている。

最後に成立時期については、七代藩主信寧「延享元年(一七

四四)八月襲封、天明四年(一七八四)一月歿」のもとで行われた、乳井貢らの宝曆改革、樋口建侯らの安永改革の中で、安永元年(一七七二)十一月に、刑の種類を規定したのにひきつき、安永三年(一七七四)十一月に、末尾の書状に示されるように、刑法典の完成をみたようである。ただ、最初に示したように、表紙には「安永四年八月」と記されており、この日付の意味については未だ解決できない。单なる筆写の時点を示すものではあり得ず、あるいはいつたん完成をみた前年十一月以降の補訂を加えて最終的完成および公布・施行をみた時点と解せるのではないだろうか。

### 註

(1) 安永律については、蝦名庸一「安永期の弘前藩刑法——寛政律との比較——」『弘前大学国史研究』第十九・二

十合併号(昭和三十四年。以下、蝦名Aとする)。

寛政律については、蝦名庸一「弘前藩御刑法牒(寛政律)」『弘前大学国史研究』第十五・十六合併号(昭和三十四年。以下、蝦名Bとする)および拙稿「弘前藩御刑法牒」『藩法史料集成』(京都大学日本法史研究会編、昭和五十五年)。

(2) 弘前市立弘前図書館編『弘前図書館郷土資料目録』第七卷(津軽家文書目録 その一、昭和四十四年に御国日記三二九七冊、江戸日記一二一八冊、計四五五冊の目録を収載している。同館では、その後も新たな分が加わっているが整理中との由である。

なお、弘前市立編纂委員会編『弘前市史』藩政編(昭和三十八年)の「史料解説」の冒頭で、弘前城の御国日記は寛文元年(一六六一)六月から元治元年(一八六四)十二月まで三三〇一冊、江戸上屋敷での江戸日記は寛文八年(一六六八)五月から明治元年(一八六八)二月まで一二四冊としており、総計は前者と合うが、若干の出入りが見られる。先の『目録』の数を採る。最近刊行された弘前大学国史研究会編『津軽史事典』(昭和五十二年)も『目録』に従っている(四三五頁)。

これらの日記は、四代信政から始まり、一部の欠損はあるが、ほぼ毎月一冊に編綴されている。『市史』の「史料解説」では、「御用留などを整理し、清書されたもので……第二次的史料の性質をもつたものである。しかし

御用留の大部分がない現在としては、藩史の研究には極めて貴重なものである。」としている。

国立史料館編『津軽家御定書』(昭和五十六年)の「解題」(浅井潤子)では日記方の作業の中で御定書と御日記の関係を説いている。

因みに、史料館編『史料館所蔵史料目録』第十二集(陸奥国弘前津軽家文書、昭和四十一年)にも若干の日記類が見られる。未だ実見していないが、「解題」(浅井潤子)によれば、初代藩主為信から七代信寧までの日記は後年の編纂、天明から文化にかけての在国・在府日記は九代寧親の自筆であるという(一〇三頁)。

(3) 弘前藩政史研究会編「弘前藩日記目録」(一)『弘前大学国史研究』第三十六号(昭和三十九年)以下。

(4) 蝦名A。

(5) 弘前市立弘前図書館編『弘前図書館郷土資料目録』第一巻(津軽古図書保存会文庫目録、昭和三十五年)。以下

『目録』とする。

(6) 蝶名B、註二八(四三頁)および蝦名A、三〇頁。

(7) 蝶名A、および『市史』藩政編二六九頁以下(蝦名氏の執筆になる)。

(8) 黒滝十二郎「安永期の津軽藩刑法についての一考察」『国史学』第九十七号(昭和五十年)。以下、黒滝とする。

(9) 黒滝、「長期間に亘る津軽藩政の中で慣習によって個々に処理されて来たものを比較検討し、取捨選択が行われ……制定された。」(五九頁)。

(10) 蝶名A、三九~四〇頁。『市史』二七三頁。黒滝、四〇頁。

(11) 蝶名A、四五頁。黒滝、二七頁。

(12) 『市史』藩政編附錄七三頁。

